

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		危険物施設の使用停止命令
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 2 条 の 2 第 2 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	使用停止命令は、根拠条項(消防法第 1 2 条 の 2 第 2 項)各号に該当するときに行うものとし、その停止期間は、違反状態の是正のために必要と認められる期間とする。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		